

登場
ページ

06
ページ

09
ページ

11
ページ

今週の専門用語

📖 確認者

生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」(A類型)については先端設備であるか否かの証明を工業会等が行う実務が行われている。一方、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」(B類型)は法人が策定した投資計画について経済産業局の確認を受ける必要がある。工業会等の証明書も経済産業局の確認書も同税制の適用要件とはなっていない。ただ、証明書は申告書への添付でスムーズな申告が可能となる。また、確認書は投資計画書と共に法人で保存しておくことで税務調査等に対応できそうだ。

📖 株式の評価損

上場株式の評価損は、時価が取得原価より50%以上下落し、会計上減損処理を行った場合に損金算入が認められる。非上場株式については、①価額の低下、②資産状態の悪化の両方の要件を満たすことが必要。資産状態が悪化しているかどうかは、「取得時の一株当たりの純資産価額」と「期末の一株当たりの純資産価額」を比較して判定する(法基通9-1-9(2))。実務では、前者を「簿価」とする誤りが見られるが、他者から株式を購入した場合等は「簿価=純資産価額」とは限らないので要注意。

📖 観光立国推進閣僚会議

観光立国推進閣僚会議の開催は、昨年3月26日に閣議口頭了解されたもの。安倍首相が主宰し、全閣僚が構成員となるこの会議の目的は、関係行政機関が緊密に連携して、観光立国実現のための施策を効果的・総合的に推進するというもの。今年6月には、①2020年オリンピック・パラリンピックを見据えた観光振興、②外国人旅行者の受入環境整備などを柱とする『観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014-「訪日外国人2000万人時代」に向けて-』を決定している。

From
編集室

◆今年4月、行政事件を審理する「民事第51部」が東京地方裁判所に新設された。税務訴訟に限らず行政事件全体への対応として新設された模様だが、ヤフー事件やIBM事件のような大型の税務訴訟が近年相次いでいることも少なからず影響を与えていそうだ。◆民事第51部では、新規の行政事件だけでなく、行政事件担当部である民事第2部・第3部・第38部から移動した事件も複数審理されている。◆現在のところ民事第51部で税務訴訟に関する判決は下されていないものの、本誌紙面で民事第51部の判決内容を紹介する日はそう遠くはなさそうだ。(SAK)

週刊T&Amaster 第562号

2014年9月15日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp